

柔道競技に関わる活動に関する見舞金支給規程について

(1) 補償内容

公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」）は、全柔連が定める「柔道競技に関わる活動に関する見舞金支給規定」により、補償対象者が以下の事故に遭った結果、死亡または後遺障害（1～3級）となった場合に、見舞金を支給します。

柔道競技に関わる活動※に従事中に身体に傷害を被り、その直接の結果として、

- ① 傷害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。なお、死亡には突然死(注)を含む。

(注) 柔道競技に関わる活動中において、その顕著な徴候が活動中に発生した突然で予期されなかった病死をいい、急性心機能不全（心臓マヒ）、急性心不全、急性心停止、または特別な外因が見当たらない頭蓋骨出血などが直接の死因とされたもので、発症から24時間以内に死亡したものをいう。

- ② 傷害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

なお、「熱中症」については事案ごとに、その発生が事故に該当するかどうか個別に状況調査・確認のうえ判断する。

※柔道競技に関わる活動の定義

学校、柔道およびこれらに類する施設の柔道指導者の管理下であることを条件とした、以下のいずれかをいう。

- ・柔道の大会中の競技および競技のための事前練習中
- ・学校、道場およびこれらに類する施設を使用して行う練習中（尚、当該練習には練習の一環として施設外での活動（公道でのランニングなど）も含む。ただし、自主トレーニング中は除く。
- ・昇段試験、審査会のための競技および競技のための事前練習中

(2) 補償対象者（保険料は600円）

公益財団法人全日本柔道連盟に会員登録している公認指導者・役員等・競技者（社会人～未就学児）

(3) 補償額

区分	補償額	備考
死亡	200万円	必要書類が完備次第、速やかに補償金を支払います。
後遺障害 (1～3級)	2,000万円	後遺障害の場合は、事故の日から180日経過後の後遺障害の状況に応じて、補償金を支払います。

(4) 本補償の加入判定

万が一事故に遭われた場合の本補償への加入有無の判断は、全柔連に登録時在籍していた都道府県により判断します。（例：転居後の県で事故が発生した場合、転居後の県が本補償に加入していなくても、転居前の県が本補償に加入していれば補償対象となる）

(5) 損害保険への加入

本補償を補完する目的で損害保険会社と保険契約を締結している。

以上